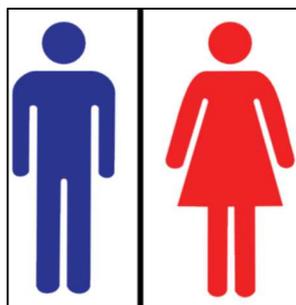


「道の駅」のトイレの改善に関する チェックポイント

< 第 2 版 >



平成29年9月

道路局 国道・防災課

はじめに

「道の駅」は平成5年の制度発足から25年が経過し、全国で1,117駅が登録されています（平成29年4月21日現在）。当初は、通過する道路利用者へのサービスが中心でしたが、近年は農業・観光・福祉・防災・文化など、地域の個性や魅力を活かした様々な取り組みが進められており、地方創成を具体的に実現していくための極めて有力な手段として、その重要性が高まっています。このような背景を踏まえて、国土交通省では「道の駅」の基礎機能向上について、平成26年9月22日付け事務連絡を発出し、更なる機能強化に向けた整備促進を図ってきているところであり、トイレの改善も重要な課題であるといえます。

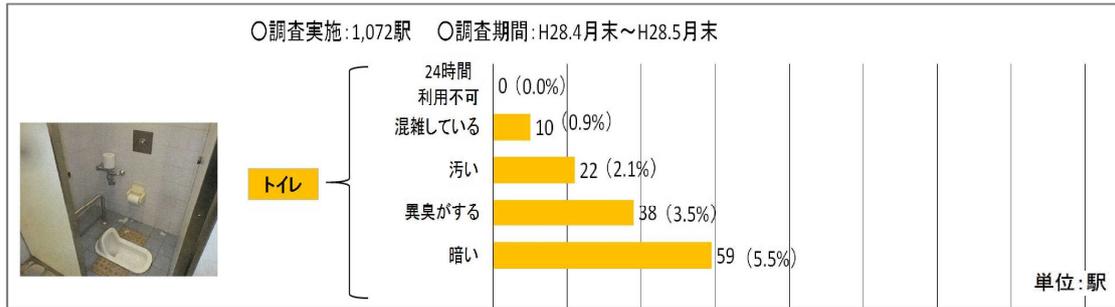
近年の公共トイレは「明るい」「臭わない」「キレイ」だけでなく、バリアフリー対応はもちろんのこと、子供や女性にも配慮した快適な空間として利用するニーズが高まっており、また、訪日外国人観光客の増加に伴い、案内誘導の多言語化対応や災害時にも利用可能な機能も兼ね備えた施設整備が進められております。

一方「道の駅」のトイレについては「暗い」「異臭がする」「汚い」等の声が多く、あわせて施設の老朽化も進行している等、必ずしも利用者ニーズに対応した施設とはいいがたい状況にある反面、和式から洋式に改修する等、トイレの改善を実施した「道の駅」については、売上高が向上したとのデータもあります。

さらにトイレの維持管理に関しては「トイレがきれいなことに感謝している」という声もあり、「道の駅」で一番気になるのがトイレ。きれいなところにはまた寄ってみたい」といった意見のように、トイレを清潔にしておくことで周遊観光促進や「道の駅」へのリピーター増加といったメリットも期待されます。

本冊子は、施設の新築・改築時に留意する項目をとりまとめた「新設・改築（改修）編」と日常的な維持管理の際に留意する項目をとりまとめた「日常管理編」で構成されています。本書を「道の駅」トイレの計画、設計、維持管理の各段階において関係者の方々に参考としていただき、全ての「道の駅」のトイレが利用者にとって快適となる一助となれば幸いです。

■「道の駅」のトイレ施設状況



「道の駅」の施設状況把握について

- 【清潔さ】
- ・清掃はされているが、窓・壁等が薄汚れている。
 - ・ゴミ（ペーパー）が散乱していた。小便器の水が流れない。
 - ・洗面台のひび割れを確認。



窓が割れている



網戸が破れている



床が汚い



蛍光灯カバーが壊れている



便器が汚い



仕切りパネルが劣化



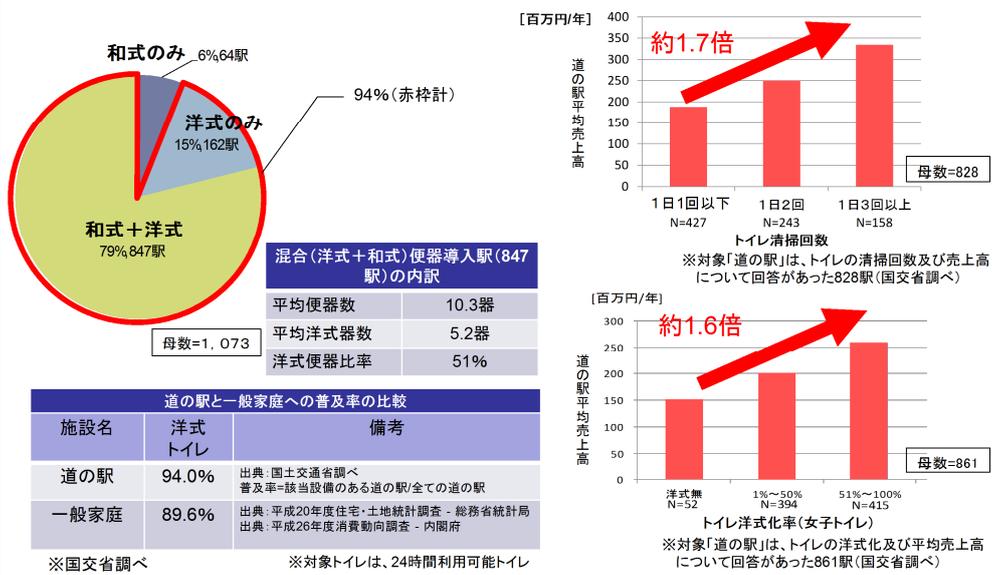
便座をガムテープで補修



洗面台のひび割れを確認



- トイレの清掃回数が多い（1日2回以上）「道の駅」は、売上高が高くなっている。
- トイレの洋式化率は94%。洋式化率が高い（50%以上）「道の駅」は、売上高が高くなっている。



新設・改築(改修)編 目次

基本事項	1	適切な規模について	p1
	2	利用時間帯について	p1
	3	必要な設備について	p2
施設整備	4	動線の確保について	p5
	5	快適で利用しやすい設備について	p7
快適性の向上	6	案内について	p13
	7	配慮事項について	p15
付加機能	8	災害対策について	p17
	9	一工夫について	p18

チェック項目の凡例

チェック

必須項目：最低限チェックし、整備や改善を目指す項目

チェック

望ましい項目：チェックし、可能な範囲で整備や改善を目指す項目

1 適切な規模について

- 「道の駅」のトイレは「公共施設」という特性上、対象となる一般道路の交通量や施設規模に応じた適切な規模の設定が重要です。
- 道路管理者が整備するトイレは、NEXCO 設計要領（PA 基準）を準用した規模設定が必要です。
- 地域振興施設のトイレは、道路管理者が整備するトイレとは別に、設置者において地域振興施設の特性を踏まえた適切な規模確保の検討が必要です。
- 例えば、周遊観光の拠点となる役割をもつ地域振興施設では平均駐車時間を NEXCO 設計要領よりも長く設定した検討を行う等の対応が必要です。

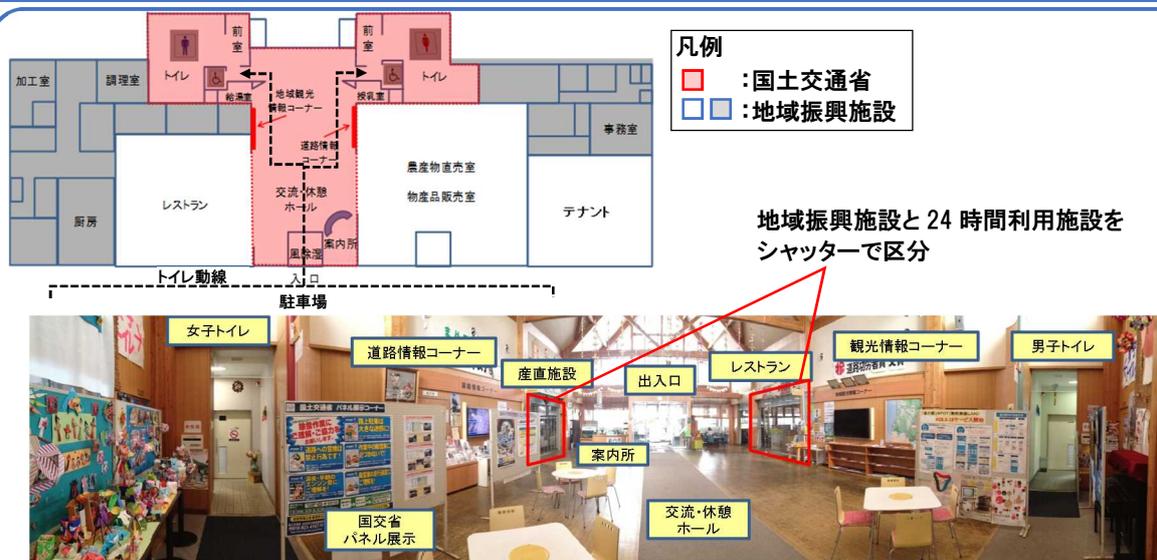
チェック1：道路管理者が整備するトイレの便器数は NEXCO 設計要領（PA 基準）を準用した規模となっていますか？

チェック2：「観光」「文化」「教育・体験」など地域振興施設の特性に応じた便器数を確保していますか？

2 利用時間帯について

- 「道の駅」のトイレは『道の駅』登録・案内要綱において 24 時間利用であることが義務付けられています（ただし、地域振興施設内のトイレは除く）。
- そのため、24 時間利用が可能となる施設配置としておく必要があります。
- 例えば地域振興施設とは別棟整備とする、同一棟であってもシャッター等で 24 時間利用施設とそれ以外を区分するといった工夫が必要です。

チェック1：道路管理者が整備するトイレは 24 時間利用可能となっていますか？



▲地域振興施設と同一棟で整備されたトイレの 24 時間対応例

3 必要な設備について

- トイレは 24 時間、いつでも安心して快適に利用できる施設としておくことが重要です。そのため、十分な明るさの確保や換気対策、緊急時対応策が重要です。
- また、一年を通じて快適な利用が可能となる計画を検討しましょう。特に屋外トイレの場合は、夏期の防虫対策や冬期の防雪対策などに配慮するように努めましょう。
- 「道の駅」は「公共施設」という特性上、維持管理を見据えた計画を検討しましょう。例えば、維持管理のしやすい材質の使用や清掃用具の収納スペースの確保などを設計段階で検討しましょう。

チェック1：トイレ内の明り取りの窓や照明で十分な明るさが確保されていますか？

チェック2：駐車場からトイレまでの通路について、夜間でも安心して利用できるよう照明が配置されていますか？

チェック3：緊急時の呼び出しボタンは設置されていますか？

チェック4：換気扇や換気を行える窓が配置されていますか？

チェック5：防虫対策や冷暖房設備など一年を通じて快適な利用ができる設備整備を計画していますか？

チェック6：清掃用具、消耗品の収納スペースなど維持管理を見据えた設備整備を計画していますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲改修により照明を LED 化し明るくした事例

事例1



▲照明や窓で十分な明るさを確保した事例

事例2

規格	施設	照度
JIS	工場	200lx
	商業施設	200lx
	駅	200lx
		100lx
		75lx
安心・安全まちづくり推進要綱(警察庁)	公衆トイレ	50lx

▲規格におけるトイレの維持照度(参考)

改修事例

改善前



改善後



▲個室が日中でも暗かったため便器の洋式化に合わせて感知式の LED 照明を設置した事例

事例1

〈チェック 2〉

良い事例

事例 1

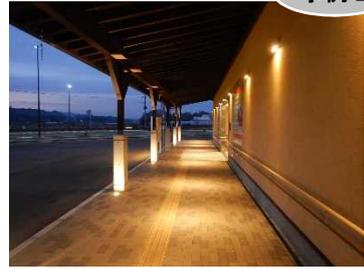


▲駐車場からトイレまで照明を配置した事例



▲駐車場からトイレまで照明を配置した事例

事例 2



悪い事例

事例 1



▲駐車場からトイレまで照明を配置していない事例

〈チェック 3〉

良い事例

事例 1



▲各個室、出入り口付近、奥の壁際に緊急時の呼び出しボタンを設置した事例

事例 2



▲転倒時でも使いやすい位置に緊急時の呼び出しボタンを設置した事例

事例 3



▲非常ボタンが作動すると外部の回転灯が点滅する事例。ただし連絡を届けるシステムがないため周囲に人がいないとわからないことは課題

〈チェック4〉

良い事例

事例1



▲換気扇と換気が行える窓を配置した事例

事例2



▲換気扇を複数配置した事例

〈チェック5〉

良い事例

事例1



▲エアーカーテンを設置し防虫対策を行っている事例

悪い事例

事例1



▲冷暖房がなく入り口にドアもないため夏季や冬期の利用では快適性が劣り、天候によっては鏡が結露して見えなくなっている事例

改修事例

事例1



改善前



改善後

▲冬期温水が使用できるように改善した事例

〈チェック6〉

良い事例

事例1



▲清掃を行いやすくするため、洗面台を一連なりに整備した事例

良い事例

事例2



▲清掃を行いやすくするため、床置きではなく、壁掛けの小便器を整備した事例

悪い事例

事例1



▲清掃用具の保管場所がなく、多機能トイレ内にロッカーを設置する等、本来の機能が損なわれた事例

4 動線の確保について

- 「道の駅」に立ち寄った人の多くが利用するトイレは、情報提供施設をはじめ、「道の駅」全体の動線を考慮して利用されやすい動線上に配置されている必要があります。
- また、誰もがいつでも利用しやすいように、バリアフリーに配慮した計画とする必要があります。

チェック1：駐車場や情報提供施設、地域振興施設から利用されやすい動線上にトイレが配置されていますか？

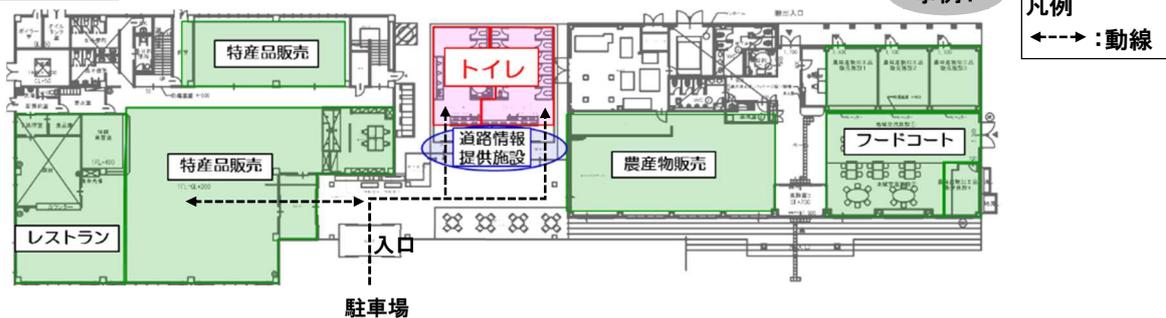
チェック2：トイレまでの動線上に段差がないですか？

チェック3：駐車場からトイレ、情報提供施設、地域振興施設まで車いす利用者が雨に濡れずに安全に移動できますか？

チェック4：視覚障害者も安全に移動できる誘導用ブロックなどの設備がありますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲施設の中心部に道路情報提供施設、トイレを配置し、駐車場からも利用しやすく工夫した事例

〈チェック2〉

良い事例



▲トイレまでの動線上に段差がない事例



▲トイレまでの動線上に段差がない事例

〈チェック 3〉

良い事例

情報提供施設・
地域振興施設



▲駐車場から建物まで段差なく屋根付きの回廊で往来できるように整備した事例

改修事例

改善前



改善後



▲身障者用駐車ます屋根を設置し、増設されたトイレ棟とも屋根付き通路で連結した事例

〈チェック 3・4〉

改修事例

改善前



改善後



事例 2

▲駐車場からトイレまで屋根を設置し、段差をなくすように改修した事例
あわせて、視覚障害者対応として誘導用ブロックを設置

5 快適で利用しやすい設備について

- 不特定多数の人が利用する「道の駅」のトイレは、全ての人が快適に利用できるように、多機能トイレや大型ブースの設置が必要です。
- また、バリアフリーや利用者の快適性に配慮した設備が必要です。

【バリアフリー】

チェック1：車いす使用者や高齢者、子供連れの方に配慮した多機能トイレが整備されていますか？

チェック2：介助者を必要としない車いす使用者や子供連れの方に配慮した大型ブースが整備されていますか？

チェック3：オストメイト対応器具が設置されていますか？

チェック4：ベビーチェアが設置されていますか？

チェック5：多目的シート（おむつ交換台等）が設置されていますか？

【快適性】

チェック6：手荷物等を置く棚やフックが設置されていますか？

チェック7：便器の洋式化が図られていますか？

チェック8：洋式便座は温水洗浄便座になっていますか？

チェック9：手洗い場に石けんを設置するスペースが確保されていますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲多機能トイレ整備事例



▲紙おむつ処分用のゴミ袋を設置し衛生面に配慮した多機能トイレ整備事例



▲便座背後に背あてを設置し高齢者・身体障害者に配慮した多機能トイレ整備事例

〈チェック1〉

良い事例



▲多機能トイレを2基設置し、半身麻痺の方に配慮して介助用ベッドを左右対称に配置した事例



事例4

〈チェック2〉

良い事例



▲大型ブース整備事例

〈チェック 3〉

良い事例



▲オストメイト対応器具設置事例



▲男女の個室に1箇所オストメイト対応器具を設置しピクトグラムで表示した事例

〈チェック 3・12〉

良い事例

フィッティングボード



オストメイト対応器具

▲オストメイト対応器具・フィッティングボード設置事例

〈チェック 4〉

良い事例



▲ベビーチェア設置事例



▲ベビーチェアと多目的シートを設置した事例



〈チェック 4・5〉

良い事例



▲多目的トイレと男女の個室に1箇所ベビーチェアと多目的シートを設置した事例



▲ベビーチェアとおむつ交換台を設置した事例

〈チェック 5〉

良い事例



▲おむつ交換台設置事例

〈チェック 5〉

改修事例



▲改修により多目的シートを設置した事例



〈チェック 6〉

良い事例



▲手荷物を吊るすフックを設置した事例

〈チェック 6〉

良い事例



▲手荷物を置くフックと棚の両方を設置した事例

事例 2



事例 3



▲フックを設置した事例

〈チェック 7〉

悪い事例

事例 1



▲男子トイレが全て和式の事例

改修事例

改善前



改善後



事例 2

▲和式トイレを洋式トイレに改修した事例

〈チェック 8〉

良い事例

事例 1



▲ベビーチェアと温水洗浄便座の整備事例

改修事例

改善前



改善後



事例 2

▲温水洗浄便座に改修した事例

〈チェック 9〉

悪い事例

事例 1



▲石けん設置スペースを整備していない事例

〈チェック 9-19〉

良い事例

事例 1



▲石けん設置スペースと手荷物を置くスペースを整備した事例

事例 2



▲石けん設置スペースと手荷物を置くスペースを整備した事例

5 快適で利用しやすい設備について

- 利用者の快適性を一層向上させるため、手すりやフィッティングボード等の設置も検討しましょう。
- また、個室は必要設備が配置できるように十分な広さの確保や配置検討に努めましょう。

チェック 10：個室は十分な空間が確保されていますか？

チェック 11：個室には手すりが設置されていますか？

チェック 12：フィッティングボード(着替え台) が設置されていますか？

チェック 13：個室に便座クリーナーを設置するスペースが確保されていますか？

チェック 14：個室には擬音装置が設置されていますか？

チェック 15：子供用の利用を考慮した便器、手洗い場が整備されていますか？

チェック 16：快適で安心して利用できる授乳室が整備されていますか？

チェック 17：ハンドドライヤーやペーパータオル等が付いていますか？

チェック 18：女子トイレにパウダーコーナーが設置されていますか？

チェック 19：手洗い場の鏡前に手荷物を置ける棚は設置されていますか？

<チェック 10>

悪い事例



▲個室に十分な空間が確保されていない事例

<チェック 11>

良い事例



▲手すりを設置した事例



▲手すりを設置した事例(ただし高齢者が立ち上がるためには縦方向の手すりが望ましい)

<チェック 12>

良い事例



▲フィッティングボードを整備した事例

<チェック 13>

良い事例



▲便座クリーナーを設置した事例



▲便座クリーナーを設置した事例

<チェック 14>

良い事例

事例 1



▲擬音装置を設置した事例

事例 2



▲擬音装置を設置した事例

<チェック 15>

良い事例

事例 1



▲子供用手洗い場を設置した事例

<チェック 15>

良い事例

事例 2



▲男女トイレ内のいずれにも子供用トイレを設置した事例



事例 3

▲子供用トイレを設置した事例

<チェック 16>

良い事例

事例 1



▲授乳室を整備した事例

事例 2



▲ピクトグラム・多言語表記を行っている授乳室整備事例



<チェック 17>

良い事例

事例 1



▲車いす利用者でも利用可能な高さ
にハンドドライヤーを設置した事例

事例 2



▲ペーパータオルを設置した事例

〈チェック 18〉

良い事例



▲パウダールームを整備した事例

事例 1



▲混雑時を想定し、2 箇所にかけてパウダールームを整備した事例

事例 2

〈チェック 19〉

良い事例



▲手洗い場に手荷物を置けるスペースを確保した事例

事例 1

改修事例



改善前



改善後

▲手荷物用の棚を設置し、鏡も広く改修した事例

事例 1

6

案内について

- 全ての人が男子、女子トイレまでの行き方やトイレ内にある施設がわかるように案内する必要があります。
- 外国人観光客に対しては多言語表記のほか、ピクトグラムでの案内も必要です。
- また、トイレ内には誰にでも使用方法がわかるような案内の表示や、案内を表示しなくても誰もが使いやすいデザインのトイレとする必要があります。

チェック 1： 駐車場からトイレまでの区間やトイレの機能(多機能トイレ有、オストメイト可、授乳コーナー、ベビーベッド有等)が分かりやすくサイン等で案内されていますか？

チェック 2： 多言語表記またはピクトグラム表記がされていますか？

チェック 3： 誰にでも使用方法がわかるような案内をしていますか？

チェック 4： 誰にでもわかりやすいシンプルなデザイン（機能）となっていますか？

チェック 5： 視覚障害者にも男子用及び女子用の区別が分かるように案内がされていますか？

〈チェック 1〉

改修事例

事例 1



▲ 駐車場からトイレまでの案内がわかるようにサインを設置した事例

〈チェック 1〉

良い事例

事例 2



▲ 案内板にピクトグラムを用いてトイレまでの経路とトイレの機能を示した事例

〈チェック 2〉

良い事例

事例 1



▲ ピクトグラムと多言語化による案内事例

〈チェック 2〉

悪い事例

事例 1



▲オストメイトが設置されているが、ピクトグラム表示がされていない事例

改修事例

事例 1

改善前



改善後



▲多言語表記に対応したピクトグラムを設置した事例

〈チェック 3〉

良い事例

事例 1



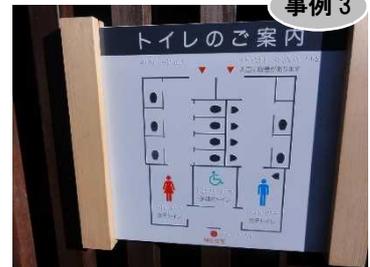
▲使用方法を案内している事例

事例 2



▲使用方法の多言語表記を行った事例

事例 3



▲点字表記を行った事例

〈チェック 4〉

良い事例

事例 1



▲誰にでもわかりやすいシンプルなデザインである事例

事例 2



▲誰にでもわかりやすいシンプルなデザインである事例

7

配慮事項について

- 大型ブースは介助者を必要としない車いす使用者や子供連れの方に配慮した通常よりも大きめの個室です。そのため、そこに至る通路は十分な通路幅員を確保しておく必要があります。
- 人の視線や、繁忙期の利用者増加を見据えた工夫をすることで、より快適なトイレ整備につながります。
- 浄化槽等の臭気を発する設備が物販スペースの近くにあると利用者が不快な気持ちになるため、施設全体の配置を考慮してトイレの配置を検討しましょう。

チェック 1：入り口から大型ブースまでベビーカーどうしがすれ違えるような通路幅が確保されていますか？

チェック 2：外から手洗い場や個室が直接見えないような工夫がされていますか？

チェック 3：扉開閉時など他の利用者と目線が合わないなどの工夫がされていますか？

チェック 4：トイレ内部に死角がなく個室が見渡せる配置になっていますか？

チェック 5：空室が分かるように工夫されていますか？

チェック 6：並んでいる人の溜り空間が確保されていますか？

チェック 7：施設全体の配置を考慮してトイレを配置していますか？

〈チェック 1〉

良い事例

事例 1



▲大型ブースまでベビーカーがすれ違える通路幅を確保した事例

〈チェック 2〉

改修事例

事例 1

改善前



改善後



▲外から男性用小便器が見えてしまっていたためピクトグラム付きの案内板を設置して見えないように工夫した事例

〈チェック 2〉

改修事例

改善前



改善後



事例 2

▲トイレ内部が見えてしまっていたため扉を内開きから外開きに変更した事例

〈チェック 3〉

良い事例

事例 1



▲他の利用者と目線が合わないように仕切りを入れた事例

〈チェック 4〉

良い事例

事例 1



▲個室を見渡せるように配置し、混雑時でも円滑な利用が可能な事例。扉上部には個室の機能を示したピクトグラムを設置

悪い事例

事例 1



▲トイレ内部中央の壁で死角が発生し個室が見渡せない事例

〈チェック 5〉

良い事例

事例 1



ドアが開いている場合に
表示される

▲ドア上部にピクトグラムを配置し、個室とトイレの形式をわかるようにした事例

事例 2



▲ドア上部にサインを配置し、個室とトイレの形式をわかるようにした事例

〈チェック 5〉

良い事例

事例 3



▲ドア上部にサインを配置し、個室とトイレの形式をわかるようにした事例

〈チェック 6〉

良い事例

事例 1



▲並んでいる人の溜まり空間を確保した事例

8

災害対策について

- 新潟県中越地震や東日本大震災時には「道の駅」が道路利用者の一時避難場所や被災情報の発信、支援者の待機スペース等としての役割を果たしました。
- 今後想定される大規模災害に対して地域防災計画も踏まえて、「道の駅」の果たすべき役割を整理し、必要となる設備の整備を検討しましょう。
- また、平時から災害時の「道の駅」の役割を案内しておくことで、利用者に安心感を与え、「道の駅」が地域で果たす役割の向上が期待されます。

チェック 1：災害時に必要な電源・水を確保できるようになっていますか？

チェック 2：災害用トイレを整備していますか？

チェック 3：災害時にも「道の駅」が利用可能であることがわかる案内がされていますか？

〈チェック 1〉



〈チェック 1〉



〈チェック 2〉



〈チェック 3〉



9

一工夫について

- 必要最小限の設備に加えて、花が飾ってある等の工夫は利用者の心を和ませ、快適な利用を促進します。設計、計画段階からそのような工夫が可能なようにスペースを確保することを検討しましょう。
- 地域振興施設とトイレが別棟で計画される場合も、利用者にとっては一つの「道の駅」です。バランスのとれた建築計画を検討しましょう。

チェック 1：花を飾る・音楽を流すなど、快適に利用できる一工夫が可能なスペースが確保されていますか？

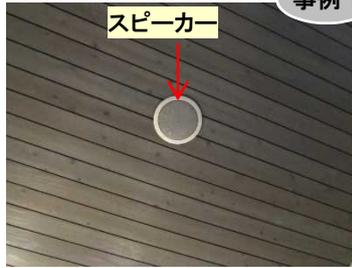
チェック 2：地域振興施設とのバランスや景観に配慮した建物設計がされていますか？

〈チェック 1〉

良い事例



▲音楽を流し、花を飾っている事例



事例 1



▲エントランスに花を飾っている事例

〈チェック 1〉

悪い事例



▲トイレ内に灰皿が設置され分煙ができていない事例

事例 1

〈チェック 2〉

良い事例



▲地域振興施設とのバランスが取れた外観を整備した事例



事例 1

日常管理編 目次

設備	1	快適で利用しやすい設備について	p19
快適性の向上	2	案内について	p22
	3	防犯対策について	p23
	4	タイミング・頻度について	p24
清掃	5	適切な清掃道具について	p25
	6	適切な清掃について	p26
	7	消臭対策について	p28
	8	一工夫について	p28
機能付加			

チェック項目の凡例

チェック

必須項目：最低限チェックし、整備や改善を目指す項目

チェック

望ましい項目：チェックし、可能な範囲で整備や改善を目指す項目

1 快適で利用しやすい設備について

- 設備の不具合や破損は利用者の利便性低下に加えて、いたずら等の発生を招くおそれもあるため、日常的に点検する必要があります。
- 設備の不具合や破損を発見した場合は早急に対応することも重要です。特に配管からの水漏れなど緊急性を要する破損を発見した場合は早急に施設管理者に連絡し、対応することが求められます。
- また、一年を通じて快適に利用できるように、夏期の防虫対策実施や冬期の暖房設備に異常がないか等の点検も心がけましょう。

チェック 1：屋内外の照明の不点灯はありませんか？

チェック 2：手荷物等を置く棚やフックが壊れていませんか？

チェック 3：便座クリーナーは壊れていませんか？

チェック 4：擬音装置は故障したり電源が抜けていませんか？

チェック 5：個室への出入り及び施錠に支障はありませんか？

チェック 6：石けんは入れ物が壊れていませんか？

チェック 7：ハンドドライヤーやペーパータオルの入れ物等は故障していませんか？

チェック 8：多目的シート（ベビー用おむつ交換台等）、ベビーチェアに汚れやガタツキはありませんか？

チェック 9：不具合があったり、壊れている箇所への対応はされましたか？

チェック 10：防虫対策や冷暖房設備など、一年を通じて快適な利用ができるように施設を管理していますか？

〈チェック1〉

悪い事例

事例1



▲節電のため照明点灯数を少なくしており暗くなっている事例

事例2



▲電球がきれたままとなっている照明の事例

<チェック1>

改修事例

事例1

改善前



改善後



▲照明の不点灯を改善した事例

<チェック2>

悪い事例

事例1



破損



正常

▲手荷物をかけるフックが破損している事例

<チェック5>

悪い事例

事例1



▲鍵が破損している事例

<チェック5>

改修事例

事例1

改善前



改善後



▲引き戸の不具合を補修した事例

<チェック6>

改修事例

事例1

改善前



改善後



▲石けんの入れ物を交換した事例

改善前



改善後



▲ドアの蝶番を補修した事例

事例2

<チェック7>

良い事例

事例1



▲破損防止のためはめ込み式としたハンドドライヤーの事例

事例2



▲破損防止のため防護柵を設置したハンドドライヤーの事例

<チェック 7>

改善事例

改善前



改善後



▲破損したハンドドライヤーを交換した事例

事例 2

<チェック 8>

悪い事例

事例 1



▲型式が古く使いにくいベビー用おむつ交換台の事例

<チェック 8>

悪い事例

事例 2



▲ベビーチェアにカビが生えている事例



事例 3



▲おむつ交換台の脚がさびびてしまっている事例

<チェック 9>

悪い事例

事例 1



▲故障を放置してしまっている事例

事例 2



▲故障を放置してしまっている事例

事例 3



▲故障を放置してしまっている事例

<チェック 9>

悪い事例

事例 4

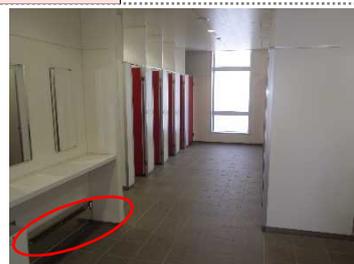


▲破損を放置してしまっている事例

<チェック 10>

良い事例

事例 1



▲足下に暖房装置を設置した事例



<チェック 10>

悪い事例

事例 1



▲殺虫灯を設置したが汚れて蜘蛛の巣に覆われている事例

2

案内について

- サインやピクトグラムが汚れたり、はがれたりしていると、機能を果たさないばかりではなく、落書き等の発生を招くおそれもあるため、日常的に点検して清掃や付替えを検討する必要があります。
- 誰にでも適切な利用方法がわかるように案内をすることで、利用者の利便性向上だけでなく、間違った利用による故障等を防ぐことも可能となります。

チェック1：駐車場からトイレまでの区間やトイレの機能(多機能トイレ有、オストメイト可、授乳コーナー、ベビーベッド有等)を示したサインが汚れたり、他の物で見えにくくなっていませんか？

チェック2：多言語表記またはピクトグラム表記が汚れたり、はがれたりしていませんか？

チェック3：誰にでも適切な利用方法がわかるように案内がされていますか？

〈チェック1〉

悪い事例

事例1



▲ピクトグラムが植栽で見えにくくなっている事例

〈チェック2〉

悪い事例

事例1



▲ピクトグラムが薄くなったりはがれている事例

〈チェック2〉

良い事例

事例1



▲施設管理者が独自に設置した多言語表記の事例

〈チェック3〉

良い事例

事例1



▲施設管理者が独自に設置した利用方法の案内(緊急時レバー)

〈チェック3〉

良い事例

事例2



▲施設管理者が独自に設置した利用方法の案内(緊急時レバー)



悪い事例

事例1



▲緊急時呼び出しボタンの使用方法が剥がれている事例

3

防犯対策について

- トイレは 24 時間利用可能であるため、不審物の放置、備品の盗難、不審者の侵入等が発生する恐れもあります。
- 防犯のための張り紙設置や、不審物がないか、備品の数が合っているか等の点検をすることで、不審物や不審者の侵入しにくいような対策をとることを検討しましょう。
- また、利用者がいつでも安心して利用できるように、緊急時や設備故障時等の連絡先を明確にすることを検討しましょう。

チェック 1：不審物や不審者が侵入しにくいような対策が取られていますか？

チェック 2：24 時間安心して利用できるように緊急時等の連絡先等がわかるようになっていますか？

〈チェック 1〉

良い事例



▲不審物や不審者が侵入しにくいように防犯カメラを設置した事例



事例 1

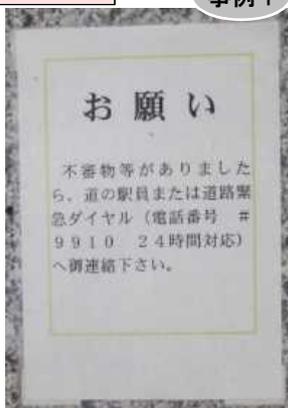


事例 2



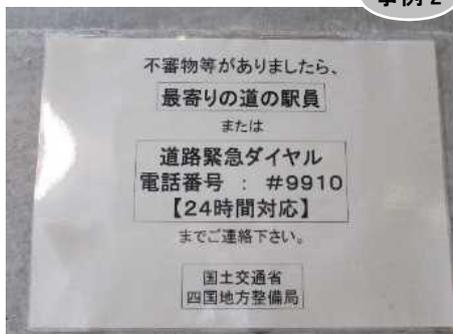
〈チェック 2〉

良い事例



▲緊急時の連絡先を掲示した事例

事例 1



▲緊急時の連絡先を掲示した事例

事例 2



▲多機能トイレの警告灯の下に緊急時の連絡先を掲示した事例

4

タイミング・頻度について

- 汚れは付着してから時間が経過すると、落ちにくくなってしまいます。キレイなトイレを維持するためにも1日複数回の清掃が必要です。
- また、トイレを清潔に保つためには清掃員一人一人の心がけも重要です。清掃に関する意識向上を図ることが大切です。
- 清掃は混雑が予想される時間の前後等、適切な時間帯での実施を心がけましょう。

チェック1：1日複数回清掃を行っていますか？

チェック2：チェックシートを作成し清掃・点検時間、担当者を明確にして清掃に関する意識向上を図っていますか？

チェック3：適切な時間帯に清掃を行っていますか？

〈チェック1・3〉

良い事例

事例1



▲チェックシートを作成し1日複数回適切な時間帯に清掃を行っている事例

事例2



▲清掃時間を掲示している事例

事例3

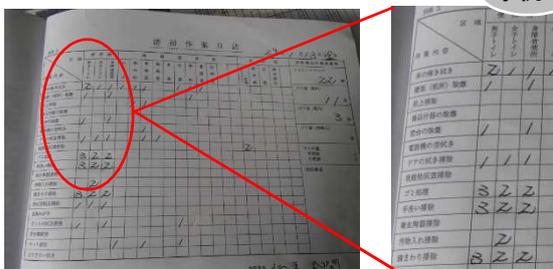


▲チェックシートを作成し1日複数回適切な時間帯に清掃を行っている事例

〈チェック2〉

良い事例

事例1



▲毎日の清掃を日報で管理しチェック機能を強化している事例

事例2



▲チェックシート、清掃マニュアルの事例

5 適切な清掃道具について

- 床、便器、手洗い場の清掃道具が同一であると、利用者が不快に感じるだけでなく、十分な清掃ができないことが想定されます。
- また、材質にあわない清掃用具や洗剤を使うと、設備が劣化して破損することもあります。材質にあった清掃用具や洗剤の使用を心がけましょう。

チェック 1：床・便器・手洗い場ごとに清掃用具を使い分けていますか？

チェック 2：床・便器・手洗い場ごとに材質にあった清掃用具・洗剤を使用していますか？

〈チェック 1〉

良い事例

材質	部位	用具			
		柔らかいスポンジ	タオル	トイレ用ブラシ (研磨剤なし)	ナイロンスポンジ の固い面
陶器	便器	○	○	○	△
樹脂	便座・便ふた	○	△※	×	×
めっき	手洗金具・給水管	○	○	△	×
タイル	壁・床	○	○	○	△

○：問題なし

×：光沢がなくなる

△：目立たないが細かい傷が入る

▲清掃用具の使い分け事例

※：乾いたタオルでは傷が入るので注意

事例 1



▲洗剤・清掃用具を使い分けている事例

事例 2

〈チェック 2〉

良い事例

■トイレ用中性洗剤

黄ばみや黒ずみなどの汚れに適した成分が含まれています。
適した場所：便器、タンクなど。
便座に使えるものもあります。



■台所用中性洗剤

食品の汚れに適した、手肌にやさしく、人体への安全性が高い成分が含まれています。



【環境にやさしいものを洗剤代わり】

食用酢
ついでにすぐの汚れには効果的です。
ニオイがきついで薄めて。



【中性以外の洗剤

(酸性・アルカリ性・塩素系など)
材質に影響を与えることがありますので、使用前にラベルの表示をよく読んでお使いください。材質を傷めないためにも、洗浄力の弱いものから



■浴室用中性洗剤

石けんかすや皮脂の汚れに適した成分が含まれています。
適した場所：浴室内、洗面ボウルなど。



■住宅用中性洗剤

手あかやホコリ、軽い油汚れなどの汚れに適した成分が含まれています。
適した場所：キャビネット、ドアノブなど住まい全般。



事例 1

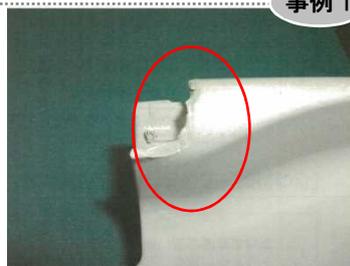


▲材質にあった清掃用具、洗剤を使用している事例

事例 2

▲洗剤の使い分け事例

悪い事例



事例 1

▲材質の種類に合わない洗剤を使用し、材質が劣化して破損した事例

6 適切な清掃について

- 汚れの有無や備品の補充等は清掃時に必ず確認し、対応することで清潔で快適に利用できるトイレが保たれます。

チェック 1：便器・便座に汚れが付着していませんか？

チェック 2：トイレットペーパーは予備も含めて清潔な状態で設置されていますか？

チェック 3：便座クリーナーや便座シートは十分に補充されていますか？

チェック 4：ペーパータオルは十分に補充されていますか？

チェック 5：ゴミ箱、サニタリーボックスがいっぱいになっていませんか？

チェック 6：排水の目詰まりはありませんか？

チェック 7：床に汚れ付着やゴミの散乱がありませんか？

チェック 8：床に水が溜まっていて滑りやすくなっていませんか？

チェック 9：手洗い場に汚れや髪の毛など付着物はありませんか？

チェック 10：手洗い場の石けんが十分に補充されていますか？

チェック 11：鏡に汚れが付着していませんか？

チェック 12：洗浄水は勢いよく流れますか？

〈チェック 1〉

悪い事例

事例 1



▲便器に汚れが付着している事例

〈チェック 2〉

悪い事例

事例 1



▲予備も含めてトイレットペーパーが清潔な状態ではない事例

〈チェック 3〉

改修事例

改善前



改善後



事例 1

▲便座シートを補充した事例

〈チェック 5〉

悪い事例



事例 1

▲サニタリーボックスの蓋が破損している事例

〈チェック 7〉

悪い事例



事例 1

▲床にゴミが散乱しており、ベビーチェアに予備のトイレットペーパーを置いている事例

〈チェック 8〉

悪い事例



事例 1

▲床に水がたまってすべりやすくなっている事例

〈チェック 9〉

改修事例



事例 1



改善後



▲手洗い場がくすみ汚れていたため研磨剤等により清掃した事例

〈チェック 10〉

悪い事例



事例 1

▲石けんが空になっている事例

〈チェック 11〉

悪い事例



事例 1

▲鏡が結露し見えにくくなっている事例

〈チェック 11〉

改修事例



改善前



改善後

事例 1

▲鏡に汚れが付着しており交換した事例

〈チェック 12〉

良い事例



事例 1

▲洗浄水が勢いよく流れている事例

7 消臭対策について

- トイレの臭いは目に見える汚れが原因となっている場合や、目に見えにくい便座の裏側や排水管、壁面への汚れの付着・固形化が原因となっている場合もあります。
- 汚れが固形化する前のこまめな清掃に加えて、消臭剤の設置等の対策が必要です。
- 清掃時には臭いがこもっていないか確認し、原因を把握して対応することが必要です。

チェック1：臭いの状況・原因を把握し、適切な消臭対策を行っていますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲消臭対策を行っている事例

事例1



▲消臭対策を行っている事例

事例2

悪い事例



▲尿石により半分以上がふさがれた排水管(「トイレメンテナンスマニュアル」(日本トイレ協会)より)

事例1

8 一工夫について

- 花を飾る等の工夫は利用者の心を和ませるものですが、飾った花が枯れてしまったりすると、逆に不快な思いをすることになってしまいます。
- せっかくの一工夫が十分に効果を発揮できるように、快適に維持することを心がけましょう。

チェック1：花を飾る・音楽を流すなど、快適に利用できる一工夫がされており、快適に維持されていますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲花を飾っている事例

事例1



▲音楽を流し、花を飾っている事例

事例2



スピーカー

参考資料 目次

1 点検について p29

2 トイレ認証制度 p30

1

点検について

トイレの維持管理は「日常管理編」に記載した日常的な清掃に加えて、別途施設管理者が設備や建物の不具合、汚れの蓄積状況をチェックする「定期的な点検」作業があります。点検項目としては以下のような項目があげられます。

点検部位	点検内容
敷地及び周辺地盤	建物基礎部に沈下、亀裂、変形は発生していませんか？
建物構造体	建物本体に傾斜や変形は生じていませんか？
建物構造体	建物の主要構造部分に亀裂や腐食、損傷等は発生していませんか？
屋根・外壁	屋根・外壁からの漏水は発生していませんか？
通路	通行に支障を来す床面の損傷又は手すりの不具合は発生していませんか？
建築物内外装	建築物内外装に腐朽やサビ、損傷等は発生していませんか？
建具	建具（ガラス材含む）に変形や損傷等は発生していませんか？
建築設備（電気設備）	配分電盤類、設備機器類に著しい腐食、器具のぐらつき等は発生していませんか？
建築設備（換気設備）	換気扇に目詰まり、運転中の異音等は発生していませんか？
建築設備（給排水設備）	給排水管、衛生器具、貯水タンク類に損傷や漏水は発生していませんか？
建築設備（浄化槽設備）	浄化槽及び排水樹の沈下、柵蓋の破損等は発生していませんか？



▲雨水が軒裏に漏水した事例



▲地盤沈下により排水管接続部が破損した事例



▲鉄筋コンクリートに亀裂が発生し、爆裂や鉄筋の腐食が進行している事例



▲屋外の鉄部が腐食し欠損が進行している事例



▲雨樋に土埃がたまり雑草が生えた事例



▲雨水排水樹に土砂が溜まり目詰まりしている事例



▲天井版の漏水事例



▲床下ピット内の滞水事例



▲タイルの損傷事例

全国には優れたトイレを認証する様々な制度があります。「道の駅」のトイレの質的向上に向けて、このような制度への登録を目指したり、認証ポイントを設計、清掃時の留意事項とすることも努力目標の一つといえます。

ぐんまビジタートイレ（群馬県）	
概要	トイレを観光の一翼を担う「ホスピタリティ」の場として捉え、平成 15 年度に開始された制度。認証ポイントは、トイレの専門家や利用者である県民代表等により定められ、認証期間は 2 年間であり 2 年後には再申請が必要となる。
認証ポイント	<p>1 清潔</p> <p>(1)床は清潔か（水は拭き取ってあるか、すべりにくいかな） (2)便器の汚れはないか (3)尿石・尿ダレはないか (4)臭気はないか（換気や臭気対策はあるか） (5)周囲にゴミや雑草の繁茂などないか</p> <p>2 安全・安心</p> <p>(1)明るさは、昼も夜も充分あるか (2)落書きはないか (3)故障はないか(便器・排水のつまり、流れない、動かない、照明が点灯しないなど) (4)破損はないか(壁・ドアの破れ、鏡・便器の割れ、カギの破損など) (5)立地環境は適正か（木の陰等、死角になっていないか） (6)管理責任者名および連絡先が明記されているか</p> <p>3 見つけやすさ</p> <p>(1)見つけやすい位置にトイレがあるか (2)2 方向から見える案内表示（ピクトグラム）があるか (3)車で見つけやすい位置に案内表示があるか (4)男性用、女性用、入口の判別がしやすいか (5)車いすでも利用できるトイレの表示があるか</p> <p>4 使いやすさ</p> <p>(1)フックまたは荷物置き場があるか (2)車いすでも利用できるトイレが 1 つ以上あるか（手すりのついた便器、アクセスからの段差、広さ、腰掛便座など） (3)床置き小便器または壁掛低リップ式小便器が 1 つ以上あるか（低リップは 35 センチ以下が望ましい） (4)トイレトペーパーが常備してあるか (5)手洗い設備があるか (6)きれいに拭いてある鏡があるか (7)全てのブースに汚物入れがあるか（女性用、多機能トイレ） (8)駐車場があり、車いす利用者駐車スペースがトイレの近くにあるか</p> <p>5 その他（推奨項目）</p> <p>(1)利用頻度に応じた清掃・管理をしてあるか (2)清掃者及び清掃日時の記入表示があるか (3)手すりのついた便器が 1 つ以上あるか（多機能トイレ以外）</p>
維持制度	不定期にチェックを行い、不適の場合は改善策を提示

ちばのおもてなしトイレ（千葉県）	
概要	より魅力ある観光地づくりを推進するため、開始された制度。
認証ポイント	(1)清潔が保たれている (2)明るい（うす暗くない） (3)臭いがいい、もしくは臭いを消す対策をとっている (4)トイレトペーパーの予備を置いている (5)洋式トイレが1ヶ所以上ある
維持制度	—

和歌山県おもてなしトイレ大作戦（和歌山県）	
概要	トイレの美化がおもてなしの心の重要要素と捉え、「汚い・暗い」というイメージが強い公衆トイレを地域自慢の資源とできるよう、平成 25 年度に開始された制度。平成 27 年度の国体開催までの 2 年間で 570 箇所の整備を目標としている。
認証ポイント	(1)洋式トイレの導入 (2)温水洗浄便座の設置 (3)小便器の洗浄操作のセンサー化 (4)オストメイト対応設備の設置
維持制度	—

かがわこどもの駅（香川県）	
概要	妊婦や子育て家庭にやさしいまちづくりを推進するために、妊婦・子育て家庭が安心して外出できるように必要な設備を設置している店舗・施設を認定する制度。
認証ポイント	以下の 4 つのうち 2 つ以上の設備が整っている施設 (1)おむつ替えができる設備（ベビーベッド、ベビーシートなど） (2)授乳の場（カーテンやパーテーションなどの仕切りを設け、プライバシーの確保に配慮したもの） (3)こども用トイレ（補助便座、ベビーキープ含む） (4)妊婦用駐車場（高齢者用、障害者用との共用もあり）
維持制度	—

おもてなしトイレ（高知県）	
概要	観光客の満足度の向上につなげるため、県民による観光客への「おもてなし」の気運を高める取り組みの一つとして平成 24 年度に開始された制度。
認証ポイント	(1)清潔である (2)明るい（50ルクス以上） (3)臭いがいい、もしくは臭いを消す対策をとっている (4)トイレトペーパーの予備を置いている (5)洋式トイレが 1ヶ所以上ある (6)利用者への”おもてなし”がされている （例：一輪ざし、オムツ交換台の設置、音楽を流すなど何か工夫されている）
維持制度	不定期にチェックを行い不適の場合は継続した管理を依頼し、日を改めて再度確認

おんせん県おおいた おもてなしトイレ（大分県）	
概要	旅先の印象として重要な要素となる観光地のトイレ（公衆トイレ）をきれいにし、おもてなしを向上することを目的として、開始された制度。
認証ポイント	(1) 明るい（洗面台照度が75ルクス以上あること） (2) 悪臭がしない（においが無い、または悪臭対策がされていること） (3) 破損がない (4) トイレトーパーがある（トイレトーパーがあり十分な供給体制があること） (5) 汚れがない（汚れがなく十分な清掃体制があること）
維持制度	認証トイレにシールを貼付、「ごみゼロおおいた推進隊」等全ての県民の目によるチェック

観光トイレ（京都市）	
概要	観光客を温かく迎える環境整備の一環として、多くの観光客が訪れる場所にある民間施設のトイレを開放する制度。維持管理費用、施設整備費用の助成金がある。設置場所は観光客向けのトイレが必要だが新たな公衆トイレの設置が困難な地域を設定。維持管理は京都市公衆便所に準じる基準とし、清掃回数は比較的用户者の少ない山間部のトイレに配慮し、公園トイレの清掃回数に準じた基準として設定。
認証ポイント	<p>1 観光客等の来訪が多い地域</p> <p>(1) 「京都観光総合調査」における観光客の多い地域やハイキングコースになっている地域等であること</p> <p>2 トイレ不足が明らかな場所</p> <p>(1) 当該トイレの近辺に誰でも無料で利用できるトイレがないこと。「京都観光総合調査」における観光客の特に多い地域（嵯峨嵐山、清水・祇園周辺等）については、近辺に誰でも無料で利用できるトイレがある場合も、状況に応じて可とする</p> <p>3 観光客等に広く開放できるトイレ</p> <p>(1) 施設利用者だけでなく、観光客等に広く開放されていること。また、道路に面するなど、利用しやすい場所に立地していること</p> <p>4 適切な維持管理</p> <p>(1) トイレトーパーを常に配備し、補充できる状態にあること (2) トイレ内にゴミ箱を設置（男女別の場合、各トイレに設置）し、清潔な衛生環境を保持していること (3) 機器の故障や排水設備の詰まり等の異常が発生した際は、速やかに応急処置や簡易修繕等を実施できること (4) 原則、週3回以上清掃していること</p> <p>5 開放時間</p> <p>(1) 毎日午前10時から午後4時までの時間帯を含めて、連続8時間以上、トイレが観光客等に開放されていること</p> <p>6 所有権原</p> <p>(1) トイレのある施設について、所有者が権原を有していること。ただし、敷地が借地である場合は、申請書提出から10年以上認定を継続できる見込みであること</p>
維持制度	<ul style="list-style-type: none"> 毎月、使用水量記録簿の提出を求める 毎年度、不定期に現地訪問によるチェックを行い、不適切な維持管理に対しては改善を指示する

	・事業年度終了後、清掃実施記録簿、開放実績報告書の提出を求める
--	---------------------------------

長崎市おもてなしトイレ支援事業（長崎市）	
概要	誰もが安心してまち歩きや外出できる環境づくりを推進するため、市民や観光客に開放することを目的として行うトイレの新設、改修に関わる工事費の一部を補助する制度。補助の条件として、工事完了から5年間善良な管理者の注意を持って管理することが義務付けられている。
認証ポイント	(1)工事完了から5年間、週5日かつ1日5時間以上トイレを開放すること。 (2)トイレを開放していることについて表示すること。 (3)公共トイレから概ね100メートルを超える位置にあること。 (4)トイレ（トイレが建物内にある場合は建物）が公道に面していること。 (5)市の中心部に位置していること。（区域図あり） など
維持制度	—

(仮称)「道の駅」のトイレの改善に関するチェックポイントについての 問い合わせ先

担当課	連絡先
道路局 国道・防災課 道の駅担当	03-52653-8492(直通) 80-37-843(マイクロ)
東北地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	022-225-2171(代表) 82-4516(マイクロ)
関東地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	048-600-1346(直通) 83-4513(マイクロ)
北陸地方整備局 道路部 道路管理課 道の駅担当	025-370-6744(直通) 84-4416(マイクロ)
中部地方整備局 道路部 計画調整課 道の駅担当	052-953-8171(直通) 85-4312(マイクロ)
近畿地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	06-6945-9107(直通) 86-4613(マイクロ)
中国地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	082-511-6342(直通) 87-4512(マイクロ)
四国地方整備局 道路部 道路管理課 道の駅担当	087-811-8325(直通) 88-4413(マイクロ)
九州地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	092-476-3534(直通) 89-4512(マイクロ)
北海道開発局 建設部 道路計画課 道の駅担当	011-709-2370(直通) 81-5362(マイクロ)
沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課 道の駅担当	098-866-1915(直通) 90-4412(マイクロ)

初版作成チーム

幹事長:東北地整 道路部 交通対策課長(幹事長補佐:建設専門官)

副幹事長:関東地整 道路部 交通対策課 建設専門官

四国地整 道路部 道路管理課 建設専門官